

健康増進

誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まってきており、平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組が重要です。

国では、基本的な法整備や仕組みの構築、データヘルス・ICTの利活用、社会環境整備等、諸活動の成果により健康寿命は着実に延伸しています。一方で、一部の指標の悪化、データの見える化・活用が不十分である等の課題が指摘されており、また、今後さらなる少子化・高齢化、社会の多様化等の社会変化が予想されています。これらを踏まえ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小により、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、「誰一人取り残さない健康づくり」や「より実効性を持つ取組の推進」に取り組む「第3次函館市健康増進計画」を令和6年度から推進します。

本市においては、健康寿命が全国、北海道よりも短い状況であることから、生涯をより長く健康的に過ごし活躍できるよう、産学官連携やICTの活用による健康増進の環境づくりの基盤を整備し、健康課題の解決に向けて各種健康増進事業を推進しています。

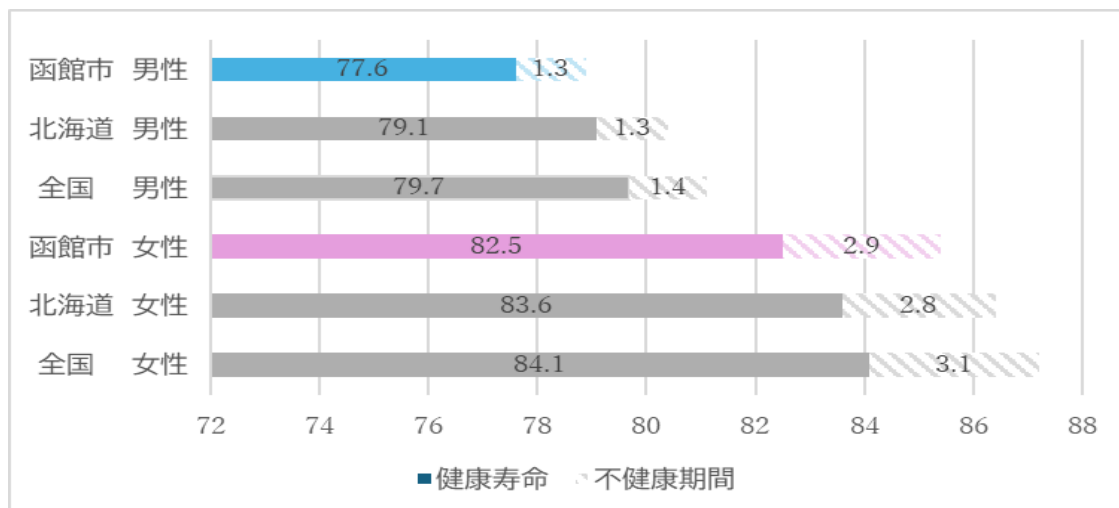
1 市民の健康状況

(1) 平均寿命と健康寿命

平均寿命と健康寿命は、いずれも全国および北海道よりも短い状況です。不健康期間については、全国と同水準となっています。

【函館市の平均寿命と健康寿命】

(年)



(令和7年度国保データベースシステム)

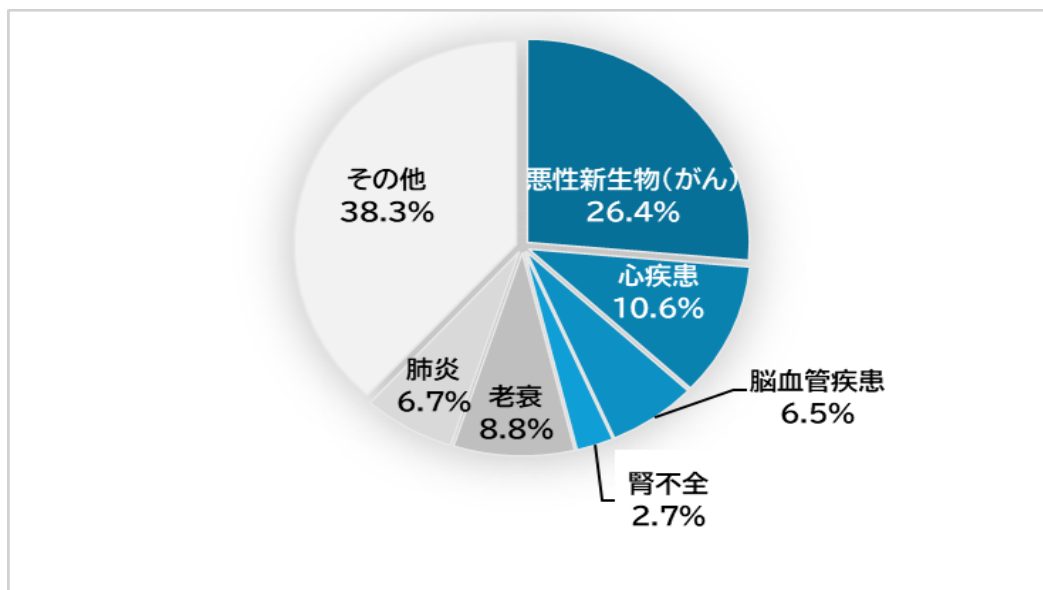
※健康寿命：健康寿命とは、「健康に生活できる期間」のことで、国では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されており、平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある「不健康期間（健康ではない期間）」を意味する。厚生労働省「健康寿命の算定方法の指針」より、本計画では介護保険制度の要介護2から要介護5までを「不健康な状態」とした、「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用している。

※不健康期間：「平均寿命 - 健康寿命」で算出。

(2) 主要死因

死因の約半数が生活習慣に関連している疾患であり，生活習慣病対策が重要です。

【主要死因の構成比】

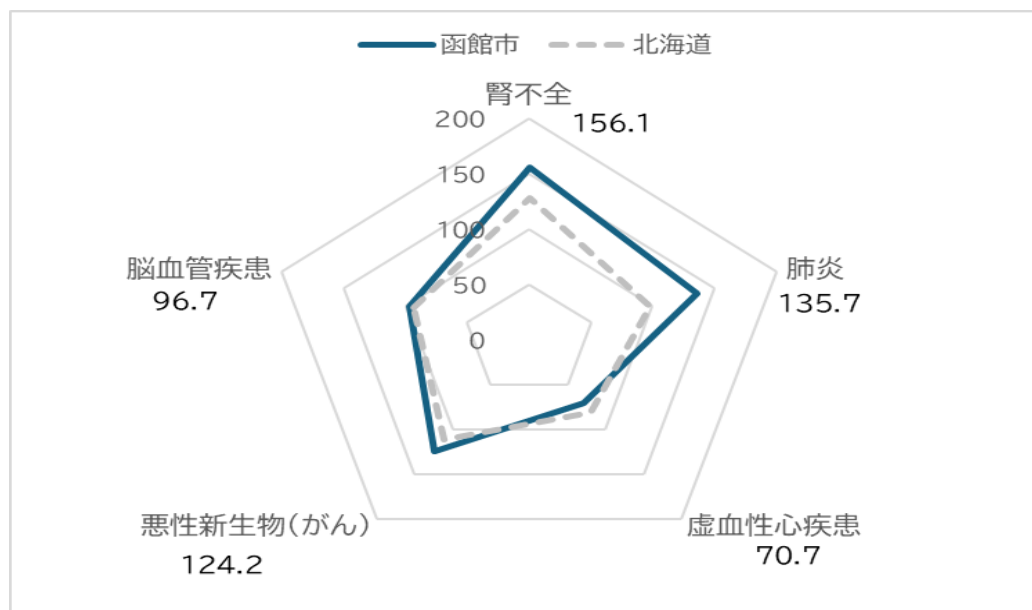


(令和7年(2025年)版 保健所事業概要)

(3) 標準化死亡比 (SMR)

主要な疾患のSMRは，腎不全，肺炎，悪性新生物（がん）が高い状況です。一方で，脳血管疾患，心疾患，虚血性心疾患は全国と同水準か低い状況です。そのため，本市ではSMRが高く，生活習慣で改善が期待できる腎不全と悪性新生物の対策が課題となります。

【標準化死亡比】



(平成25年～令和4年公益財団法人北海道健康づくり財団「北海道における主要死因の概要11」)

※標準化死亡比 (SMR) : 年齢構成が異なる地域の死亡率を比較するための指標であり，全国平均の死亡率を100 (基準値) としており，基準値より大きい場合は全国平均より死亡数が多いことを表している。

2 第3次函館市健康増進計画

「函館市健康増進計画」は、市民が心身ともに健やかに生活し、健康寿命の延伸を目指す、本市の健康づくり計画です。1次計画が平成24年度で、2次計画が令和5年度で終了し、令和5年度に3次計画を策定しました。

函館市では働く世代から高齢期にかけ、肥満者の割合の増加や運動習慣の悪化、喫煙率が高い状況などの健康課題は現在も残っています。

本計画では健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、これらの健康課題の解決に重点的に取り組み、健康づくりを推進していきます。

(1) 「函館市健康増進計画」のこれまでの経過

ア 「函館市健康増進計画」の策定（平成14年度）

市民一人ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本に、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防する一次予防を重視した計画を策定しました。

イ 「函館市健康増進計画」の中間評価（平成18年度）

計画の中間年度に、市民の健康状態を把握し、今後の健康づくり施策の一層の充実とより効果的な推進に役立てるため、中間評価を実施しました。

ウ 「函館市健康増進計画」の改訂（平成20年度）

中間評価の結果等から市民の健康課題が明らかになり、また、平成20年度から医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導が実施されたことなどを踏まえ、国の医療計画等との整合性を図りながら、市民の健康づくり施策の一層の推進を図るため、本計画の改訂を行いました。

エ 「函館市健康増進計画」の最終評価（平成24年度）

1次計画の最終年度に、市民の健康意識・生活習慣アンケート調査（平成23年）等の結果および各種統計から市民の健康等の実態を把握し、計画策定時の数値等と直近の数値を比較分析して、年代ごとの目標の達成度や課題を明らかにし、2次計画に反映させるために最終評価を実施しました。

オ 「第2次函館市健康増進計画」の策定（平成25年度）

1次計画の最終評価の結果やその後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要な見直しを行い、2次計画を策定しました。

カ 「第2次函館市健康増進計画」の中間評価（平成29年度）

計画策定時に設定した目標の達成状況や市民の健康状態の変化などを把握し、目標達成に向けた取組方法の検討を行うことを目的として、中間評価を実施しました。

キ 「第2次函館市健康増進計画」後半の重点取組の設定（平成30年度）

中間評価の結果等から明らかになった課題を踏まえ、がん対策の推進、たばこ対策の推進、介護予防事業との連携（若い頃からの健康づくり）を計画後半の重点取組としました。

ク 「第2次函館市健康増進計画」の評価（令和4年度）

市民の健康意識・生活習慣アンケート調査（令和3年度）の結果および各種データ

等から、目標の達成度や健康課題を明らかにし、令和6年度からの3次計画に反映させるために、最終評価を実施しました。

ケ 「第3次函館市健康増進計画」の策定（令和5年度）

2次計画の評価において、次世代の健康状態は改善傾向に向かっているものの、働く世代や高齢期にかけて、多くの健康課題が残っていることに加え、引き続き健康寿命が、全国、北海道よりも短い状況であったことから、生涯より長く健康的に過ごし活躍できるよう、産学官連携やICTの活用による健康増進の環境づくりの基盤を整備し、2次計画の評価結果や健康データの調査分析によって抽出した本市の健康課題の解決を重点的に取り組む「第3次函館市健康増進計画」を策定しました。

(2) 計画の概要

ア 基本理念：「誰もが健やかで心豊かに暮らせるまち」

高齢になってからの重症化を防ぐため、特に働く世代を中心とした施策を展開する中で、重点的に健康課題の解決に取り組むとともに、産学官連携やICTの活用によって健康増進の環境づくりと基盤整備に取り組み、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進します。

イ 第3次函館市健康増進計画の基本方針

(ア) 個人の行動と健康状態の改善

【重点取組】生活習慣病対策

(イ) 社会環境の質の向上

【重点取組】ヘルスリテラシーの向上対策

ウ 計画の期間

令和6年度から令和17年度まで

エ 施策の体系



オ 市民が目指す取組一覧

区 分		市民が目指す取組
基本施策1 生活習慣の改善	栄養・食生活	・毎日、体重・血圧を測ろう。 ・1日5皿、野菜料理を食べよう。 ・減塩を意識しよう。 ・（高齢期にプラス）たんぱく質をしっかり食べよう。
	身体活動・運動	・意識的に体を動かし『+10（プラステン）』を目指そう。 ・立って過ごす時間を増やそう。 ・楽しみながら運動を続けよう。
	飲酒	・適正飲酒量を守ろう。 ・休肝日を週に2日連続して設けよう。 ・（女性にプラス）妊娠・授乳期は必ずお酒をやめよう。
	喫煙	・禁煙に取り組もう。 ・望まない受動喫煙を防止しよう。 ・（女性にプラス）妊娠・授乳期は必ずタバコをやめよう。
	歯・口腔の健康	・毎日、口腔ケアをしよう。 ・定期的に、歯科検診を受けよう。
	休養	・日中の運動・身体活動を増やし、睡眠の質を高めよう。 ・就寝前のスクリーンタイムを控え、寝付きをよくしよう。 ・（働く世代にプラス）余暇時間を確保しよう。
基本施策2 発症予防・生活習慣病の重症化予防	糖尿病・高血圧対策	・毎日、体重・血圧を測ろう。 ・毎年、検診を受けよう。 ・健診結果を活かし、生活習慣の改善や医療機関への受診をしよう。
	腎疾患対策	・毎年、検診を受けよう。 ・健診結果を活かし、生活習慣の改善や医療機関への受診をしよう。
	がん対策	・生活習慣を改善しよう。 ・定期的に、がん検診を受けよう。 ・ピロリ菌検査や肝炎ウイルス検査を受けよう。 ・（次世代にプラス）子宮頸がんワクチンを受けよう。
基本施策3 生活機能の維持・向上		・毎日、体重・血圧を測ろう。 ・バランスのとれた食事を摂ろう。 ・楽しみながら運動を続けよう。 ・（女性にプラス）定期的に、骨粗しょう症検診を受けよう。

(3) 計画の推進

効率的・効果的に健康施策を展開していくためには、事業の評価や社会情勢の把握はもとより、各種健康データの評価や分析を行うため、PDCAサイクルの体制を構築する必要があります。入手可能な各種データを合わせ、札幌医科大学や協会けんぽ北海道支部と連携して現状分析を行います。

それらの分析結果を函館市健康増進計画策定推進委員会へ報告し、分野ごとの取組効果を取りまとめるとともに、進捗管理を行い、現状について協議・評価を実施します。そこで協議・評価された内容について共有を図り、各分野の取組へ反映します。

3 第3次函館市食育推進計画

(1) 計画策定の背景

平成17年に制定された食育基本法に基づき、子どもの頃に健全な食習慣を身に付けることが、生涯にわたって健全な心身で生活することにつながることから、平成23年に第1次、平成28年に第2次の「はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」を策定し、市民一人ひとりが食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを基本理念として食育を推進してきました。

第2次計画が令和2年度で満了になることから、評価を行い、「健康寿命の延伸」や「子育て世代等の若い世代」等の目指すべき方向性を示し、多様な関係者の連携を図りながら食育を推進するため、策定推進委員会を設置し、第3次計画を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画であり、函館市基本構想を具体化する個別計画として位置付け、「健康はこだて21（第2次）」等の関連計画と整合性を図りました。

(3) 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とし、適宜、中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の基本的な考え方について

ア 基本理念

函館市民一人ひとりが食を通じて心豊かで健やかな暮らしを実現することができるように食育を推進します。

イ 基本目標

- ・生涯にわたって健康なからだをつくる
- ・豊かな心を育む
- ・函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る

ウ 基本方針

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・多様な暮らしに配慮した若い世代への食育の推進
- ・食文化の継承や食の循環を意識した食育の推進

(5) 計画の推進

ア 推進体制

基本目標を実現するためには、家庭、幼児教育・保育施設、小・中学校等、地域等関係団体、行政などが相互につながりを持ちながら取り組んでいく必要があるため、庁内関係課が連携し、「函館市食育計画策定推進委員会」の協力を得ながら推進します。

イ 推進にあたっての指標

客観的な指標を掲げ、目標を現状以上とし食育の推進に努力します。

項目			計画策定時	目標
①主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている市民の割合	若い世代		36.1%	55%
	市民		57.9%	70%
②野菜をほぼ毎食食べる市民の割合			43.9%	50%
③食塩（塩分）摂取を控えるようにしている市民の割合			67.9%	75%
④朝食を毎日食べる市民の割合	小学生		84.5%	87%
	中学生		79.5%	83%
⑤朝食を抜くことが週３回以上ある市民の割合	若い世代		32.7%	30%
	市民		20.9%	15%
⑥必要と考えられている睡眠時間をとることができる子どもの割合	小学生		41.1%	現状値以上
	中学生		27.1%	現状値以上
⑦適正体重者の割合	小学生	男	81.8%	86%
		女	86.9%	89%
	中学生	男	86.0%	89%
		女	87.5%	90%
	若い世代	男	63.9%	65%
		女	67.1%	70%
	市民	男	51.1%	55%
		女	52.0%	55%
⑧ヘルスマイト（食生活改善推進員）の人数			92 人	現状値以上

資料：①②③⑤⑦市民の健康意識・生活習慣アンケート調査

④全国学力・学習状況調査

⑤⑦函館市国民健康保険特定健診結果

⑥学習意識調査

⑦全国体力・運動能力、運動習慣等調査 函館市の結果概要

⑧函館市食生活改善協議会実績

参考：「若い世代」とは、２０歳代３０歳代。「市民」とは、①②③２０歳以上、⑤⑦４０～６４歳。

「小学生」とは、④小学６年、⑥小学４年生、⑦小学５年生。

「中学生」とは、④中学３年、⑥中学１年生、⑦中学２年生。

「計画策定時」とは、①、②、③、⑤若い世代、⑦若い世代は平成２８年度値、④、⑤市民、

⑦小学生・中学生・市民、⑥は令和３年度値、⑧は令和元年度値。

4 生活習慣病予防事業

本市の疾患別死亡率をみると、がん・心臓病・脳血管疾患といういわゆる生活習慣病によるものが全死因の半数以上を占めています。

これらは、壮年期から増加しはじめるため、健康増進法に基づき生活習慣病に着目した健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等を実施し、疾患の早期発見、食事や運動等の生活習慣の改善に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を図るなど、生活習慣病の予防に努めています。

(1) 健康手帳

開始年度 昭和 58 年度

内 容 健康手帳は、特定健診・保健指導その他の健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的として、40 歳以上の健康相談等を受けた市民に対し利用を促しています。
健康手帳は厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 健康診査

開始年度 平成 20 年度

内 容 医療保険者による特定健康診査が実施されたことから、市では健康増進法（健康増進法施行規則第 4 条の 2 第 4 号）に基づき、40 歳以上の特定健康診査非対象者等の健康診査を実施し、その結果、必要な方に対して食事や運動等の生活習慣の改善を促す保健指導を行っています。

令和 8 年度予算額 4,598 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

【健康診査受診状況】

(令和 7 年度)

受診者 性 別	計	受 診 者 の 年 齢 内 訳 (人)					
		40～49	50～59	60～64	40～49	70～74	75歳～
男	115	15	29	13	13	14	31
女	228	19	21	21	23	36	108
計	343	34	50	34	36	50	139

(3) がん検診

がんを早期に発見し、治療に結びつけることは、がん予防対策上最も重要な課題であることから、市の指定医療機関等で検診を実施しています。なお、女性特有のがんに関する知識の普及啓発と受診率向上のため、対象年齢となった方へ無料クーポン券等を送付する「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」(H29～)、がん検診受診率向上のため、40 歳・45 歳の函館市民を対象としたがん検診無料クーポン券の送付 (R3～, R5～40 歳向けを追加) を実施しているほか、リーフレットや大腸がん検査キット郵送、生命保険協会など関係機関の協力によるチラシ配布等、受診勧奨の強化を図っています。

令和 8 年度予算額	ア がん検診	150,454 千円
	イ がん検診受診促進・普及啓発等	12,178 千円

ア 胃がんエックス線検診

開始年度 昭和 58 年度

内 容 35 歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。

イ 胃がん内視鏡検診

開始年度 令和 3 年度

内 容 50 歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。
受診は 2 年に 1 回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（令和 8 年度は偶数年生まれが対象）

ウ 肺がん検診

開始年度 平成 6 年度

内 容 40 歳以上の市民を対象に、集団検診を実施しています。

エ 乳がん検診

開始年度 平成元年度

内 容 40 歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。
受診は 2 年に 1 回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（令和 8 年度は偶数年生まれが対象）

オ 子宮がん検診

開始年度 平成元年度

内 容 20 歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。
受診は 2 年に 1 回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（令和 8 年度は偶数年生まれが対象）

カ 大腸がん検診

開始年度 平成 9 年度

内 容 40 歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。

※ 40 歳・45 歳の方を対象にがん検診無料クーポン券送付（45 歳向けは R3～、40 歳向けは R5～）

※ 20 歳（初回年齢）の方を対象に、子宮頸がん検診無料クーポン券送付

【各種がん検診受診者の推移】

区 分	胃がん検診		肺 が ん 検 診	乳 が ん 検 診	子宮がん検診		大腸がん 検 診
	エックス線	内視鏡			子宮頸部	子宮体部	
令和 5 年度	2,497	276	9,177	3,582	5,575	2,947	6,834
令和 6 年度	2,254	358	9,782	4,028	6,438	2,939	7,452
令和 7 年度	1,819	408	9,239	3,202	5,777	2,761	6,605

※受診者数は、全年齢を対象

(4) 若い世代のピロリ菌検査

開始年度 平成 28 年度

内 容 ピロリ菌は胃の中に生息している細菌であり、多くの研究により、慢性胃炎や胃・十二指腸潰瘍、さらには胃がんなどの原因となっていることが判明しています。将来の胃がんなどの発症リスクを軽減するため、ピロリ菌感染の早期発見を目的に、中学生を対象としたピロリ菌検査を実施しています。

令和 8 年度予算額 1,616 千円

【ピロリ菌検査実施結果】

区 分		一次検査		二次検査	
		受検者数	陽性者数	受検者数	陽性者数
令和 5 年度	中学 2 年生	1,498	55	41	13
令和 6 年度	中学 2 年生	1,457	60	41	20
令和 7 年度	中学 2 年生	1,342	45	35	12

※二次検査は、一次検査陽性者を対象に実施

(5) 骨粗しょう症検診

開始年度 平成 7 年度

内 容 転倒による骨折が高齢者の寝たきりの大きな原因の一つとなっています。その骨折の原因となる骨粗しょう症を予防するため、40 歳以上 70 歳以下の 5 歳刻みの年齢の女性に骨粗しょう症検診を実施しています。

令和 8 年度予算額 97 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

【骨粗しょう症検診受診者数】

(人)

区 分	計	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳
令和 5 年度	150 (135)	1 (1)	6 (6)	10 (10)	18 (16)	28 (25)	40 (39)	47 (38)
令和 6 年度	182 (169)	3 (2)	8 (8)	20 (20)	20 (19)	41 (41)	44 (38)	46 (41)
令和 7 年度	178 (149)	5 (2)	10 (8)	17 (16)	28 (26)	28 (26)	45 (37)	45 (34)

() は異常なしであった者の内数

(6) 健康教育

開始年度 昭和 58 年度

内 容 成人および高齢者を対象に、生活習慣病予防や健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施しています。

ア. 市民健康教室（昭和 52 年度より開始）

市民一人ひとりが健康の維持増進のために必要な知識を習得し、自らの健康づくりを推進することができることを目的として、函館市医師会・函館歯科医師会との共催により開催しています。

イ. 出前講座

依頼のあった地域の団体に出向き、健診結果や生活習慣病予防の講話、血管年齢測定などの体験講座を実施しています。

令和8年度予算額 106 千円

費用の負担 後期高齢者医療広域連合受託事業収入があります。

【市民健康教室】

区 分	特集（年1回）		随時開催	
	テーマ	参加者数	回数	参加者数
令和7年度	炎症性腸疾患について知ろう！ 若者に多い慢性の腸炎 腹痛、下痢、下血はありませんか？	54	4	453

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止

【出前講座実施内訳】

区 分	40歳未満		40～64歳		65歳以上	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
令和5年度	7	65	11	464	14	268
令和6年度	4	57	10	366	16	306
令和7年度	4	36	10	363	2	29

(7) 健康相談

開始年度 昭和58年度

内 容 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理を支援しております。

令和8年度予算額 8 千円

費用の負担 後期高齢者医療広域連合受託事業収入があります。

【健康づくり相談実施状況】 定例

区 分	開催回数	指導実人数
令和5年度	11	12
令和6年度	10	10
令和7年度	10	10

(8) 保健指導

【保健指導の実施状況】 定例外

区 分	来所(人)	電話(人)	計
令和5年度	16	49	65
令和6年度	13	67	80
令和7年度	19	96	115

(9) 訪問指導

開始年度 昭和 58 年度

内 容 家庭において療養上保健指導が必要な方に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師が訪問し必要な保健指導を実施しています。

(10) たばこ対策

開始年度 平成 13 年度

内 容 ア 普及啓発と禁煙相談

喫煙は、がんや慢性疾患を引き起こす重大な危険因子であることから、ホームページ等を媒体としてたばこによる健康被害等に関する正しい知識の普及啓発を図る他、イベントなどでの測定体験を交えた普及啓発活動を実施しています。

また、禁煙したい人に対し適切な禁煙支援を行うため、呼気中一酸化炭素濃度測定、呼吸機能検査等や、禁煙治療を行う医療機関の情報提供による禁煙相談を実施しています。

令和 8 年度予算額 856 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 2 分の 1 の国庫補助があります。

【禁煙相談件数】

(件)

区 分	イベント等	来所	電話	計
令和 5 年度	10	1	1	12
令和 6 年度	13	4	2	19
令和 7 年度	8	2	11	21

イ 未成年者喫煙防止対策

20 歳未満の者の喫煙は、大人に比べて健康への影響が大きく、吸い始める前の対策を徹底する必要があることから、20 歳未満の者の喫煙をなくすことを目的に、小・中高生の児童・生徒を対象に、喫煙防止講座を開催しています。

また、親が喫煙者の場合、子供の喫煙率が高いという実態や、家庭での受動喫煙を防止する観点から、学校や P T A 等と連携し、児童・生徒の保護者に対する喫煙防止対策を推進しています。

【未成年者喫煙防止講座開催実績】

(件)

区 分		小学校	中学校	高校	計
令和５年度	学 校 数	11	1	－	8
	回 数	12	1	－	9
	参加者数	483	4	－	357
令和６年度	学 校 数	11	－	－	11
	回 数	12	－	－	12
	参加者数	422	－	－	422
令和７年度	学 校 数	14	－	－	14
	回 数	18	－	－	18
	参加者数	637	－	－	637

ウ 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策の取り組みを促すため、「きれいな空気の施設登録事業」による登録制度を令和２年９月１日より実施しています。また、登録施設に対しステッカーを交付し、ホームページ等で紹介すること等により、さらなる受動喫煙防止対策の推進を図っています。

【「きれいな空気の施設」登録状況】

区 分	令和７年度 (件)
01 社会福祉施設等	9
02 体育施設・娯楽施設	24
03 社会・文化施設	39
04 小売業・サービス業等店舗	83
05 公共交通機関等	2
06 ホテル・旅館等の宿泊施設	20
07 金融機関	40
08 事務所・会社等	14
09 官公庁等	3
10 公衆浴場・日帰り温泉	8
計	242

エ 受動喫煙防止対策に関する相談等

開始年度 令和元年度

費用の負担 補助基準額または対象経費の２分の１の国庫補助があります。

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、施設の敷地内または施設内での喫煙を原則禁止とする改正健康増進法が令和２年４月から施行となり、受動喫煙防止対策に関する相談対応、喫煙可能室設置届出への対応等を行い、望まない受動喫煙防止の取り組みを行います。

【受動喫煙防止対策に関する相談等】

- ・ 市民および事業者からの問合せ・相談対応 延べ 66 件
- ・ 新規飲食店への対応件数 延べ 172 件
- ・ 喫煙可能室設置施設の届出に関する相談対応 延べ 6 件
- ・ 改正健康増進法における義務違反時の対応・事実確認 延べ 14 件

(11) 未成年者飲酒防止対策

開始年度 平成 17 年度

内 容 20 歳未満の者の飲酒は，大人に比べてアルコール分解能力が低い発達期の心身に大きな悪影響を与えるだけでなく，アルコール関連問題等，将来にわたって健康への影響が大きいことから，20 歳未満の者の飲酒をなくすことを目的に，小学生を対象とした飲酒防止講座を開催しています。

【未成年者飲酒防止講座開催実績】

区 分	学校数	回数	参加者数
令和 5 年度	11	12	482
令和 6 年度	10	11	306
令和 7 年度	13	14	488

(12) はこだて健幸プロジェクト（旧：はこだて市民健幸大学）

開始年度 令和元年度

内 容 令和 7 年度より，前身の「はこだて市民健幸大学」実行委員会から改称し，イベント開催だけでなく，幅広い事業を展開する官民連携のプラットフォームとして，地域全体で健康づくりに取組めるような基盤整備を推進する。

令和 8 年度予算額 16,415 千円（市負担金）

費用の負担 一部，北海道市町村振興協会の助成があります。

実施主体 はこだて健幸プロジェクト

構成団体：函館・道南がん対策応援フォーラム，(株)北海道新聞函館支社，北海道ガス(株)函館支店，味の素グループ，函館市

○令和 8 年度

①はこだて健幸アプリ～Hakobit～普及啓発事業

健康アプリの運用・普及啓発

- ・ アプリイベントの開催
- ・ スタンプラリーコースの公開
- ・ プロモーション活動

②「はこだて市民健幸大学」開催事業

連携する企業・団体主催による健康づくりのきっかけとなるイベントの開催

③「はこだて健康ナビ」運用事業

公式 web サイトの運営・情報発信

④その他

- ・ 健幸ラーニング（e ラーニング）
- ・ 健幸チャンネル（YouTube）

実績

○令和6年度

- ① 100万歩チャレンジ 参加者 14,150人
- ② チームで挑戦！一日8,000歩チャレンジ 参加者 延べ333人
- ③ みんなde健幸レク in 垣ノ島遺跡 参加者 延べ 36人
- ④ みんなde健幸レク in 四季の杜公園 参加者 延べ 38人
- ⑤ ウェルネススタジアム 来場者数 8,800人
- ⑥ みんなde健幸づくり 参加者 延べ 285人
- ⑦ 健幸ラーニング（eラーニング）ページビュー数 608回
- ⑧ 健幸チャンネル（YouTube） 掲載数 3動画
- ⑨ 普及・啓発事業
 - ・はこだて健幸アプリ「Hakobit」（ハコビット）の配信 ダウンロード数 3,057件
 - ・はこだて市民健幸大学 web サイト（はこだて健康ナビ）の運営・情報発信 279件

○令和7年度

- ① 100万歩チャレンジ 参加者 12,364人
- ② 「はこだて市民健幸大学」開催（連携する企業・団体主催） 11回
- ③ 健幸ラーニング（eラーニング）ページビュー数 55回
- ④ 健幸チャンネル（YouTube） 掲載数 5動画
- ⑤ 普及・啓発事業
 - ・はこだて健幸アプリ「Hakobit」（ハコビット）の配信 ダウンロード数 3,104件
 - ・はこだて健幸プロジェクト web サイト（はこだて健康ナビ）の運営・情報発信 185件

(13) 健康経営推進事業（※健康経営：NPO 法人健康経営研究会の登録商標）

開始年度 令和2年度

内 容 従業員への健康管理を経営的な視点で考え、健康への投資を行うことで、従業員の活力や生産性の向上等の組織の活性化や業績の向上につながると期待されている「健康経営」を推進し、若い頃から（働く世代）の生活習慣病予防を図る。

令和8年度予算額 221千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の2分の1国庫補助があります。
一部、補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

【健康経営推進セミナー】・【健康経営推進ワークショップ（R6年度）】

事業主等に対し『健康経営』の普及啓発および実践の動機付けを図る。

区 分	内 容	参加者数
令和5年度	「健康経営のヒント」 ～職場でできる運動メニューを広めよう～	32人
令和6年度	健康経営シミュレーション研修「Dialogue」によるワークショップ 保健師による働く世代の健康づくりの講話	9人
令和7年度	「最高のパフォーマンスを発揮できる組織へ ～健康経営実践のポイント～」 実践報告・グループワーク・健康経営に関する事業紹介	18人

(14) 糖尿病対策推進事業

開始年度 令和6年度

内 容 糖尿病等に関する正しい知識の普及，自分の健康に関心を持つきっかけづくりをすることで，生活習慣の改善につながり，糖尿病の予防を図る。

【ヘルスリテラシー向上事業】まちかど健康度測定会 全3回 計274名

【生活習慣改善事業】ウェルネスセミナー 全7回2コース 実41名，延207名

令和8年度予算額 2,448千円

費用の負担 一部，後期高齢者医療広域連合受託事業収入があります。

5 健康診査を中心とした生活習慣病対策

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき，健康診査の結果から，対象者に応じた保健指導を実施することにより，生活習慣病の発症および重症化の予防を図っています。

(1) 特定保健指導（からだサポートコース）

開始年度 平成20年度

内 容 特定健康診査受診者のうち，内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目して選定された対象者に対し，個別および集団での保健指導を行うことにより，生活習慣病の発症および重症化の予防を図っています。また，令和4年度から利用率向上のため特定健康診査実施機関へ業務委託をしています。

令和8年度予算額 12,112円

費用の負担 補助基準額に対して，国3分の1，道3分の1の補助があります。

【特定保健指導実績】法定報告値

区 分	対象者数	終了者数			実施率
		動機付け支援	積極的支援	計	
令和4年度	1,394	394	72	466	33.4%
令和5年度	1,429	439	93	532	37.2%
令和6年度	1,334	511	133	644	48.3%

※令和4年度から集団健診当日に初回面接を実施している。

(2) 健診要医療判定者受診勧奨事業

開始年度 平成 25 年度

内 容 特定健康診査受診者のうち、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の重症化リスクが高く、かつ、薬物治療を受けていない者に対し、医療機関への受診行動を促進する保健指導を実施することにより、脳卒中、虚血性心疾患、慢性腎臓病の発症の予防を図っています。

令和 8 年度予算額 1,430 千円

費用の負担 対象経費の 10 分の 10 の国庫補助があります。

【保健指導実績】

(人)

区分	対象者数	実施結果	
		電話指導	文書指導 (電話不在)
令和 4 年度	373	259	114
令和 5 年度	447	263	184
令和 6 年度	419	240	179

【保健指導後の医療機関受診状況】

(人)

区分	対象者数	受診した者	未受診者
令和 4 年度	373	260	113
令和 5 年度	447	332	125
令和 6 年度	419	297	122

6 がんについての普及啓発、患者支援

函館市の死因第1位となっているがんについて、様々な情報発信や講演会などを通して正しい知識の普及啓発を行い、市民のがん予防やがん検診の受診促進につなげるほか、がん患者の経済的負担の軽減やがん治療による社会生活上の不安を緩和し、療養生活の質の維持向上を図っています。

(1) 図書館 de がん情報発信

内 容 がんの予防や治療、がんに罹患した際の相談窓口などについての講演会や展示、体験イベントを通じて、がんに対する正しい知識やがん検診の重要性について普及啓発を行っています。

開 催 日 令和7年9月1日（月）～11日（木）

会 場 函館市中央図書館

参加者数 講演会 114名

回廊展示 648名

(2) がん患者医療用補正具購入費助成事業

開 始 令和5年8月

内 容 がん治療による社会生活上の不安を緩和し、がん患者の療養生活の質の向上を図るためにウィッグ等を購入した者へ対し、購入費用の一部を助成しています。

令和8年度予算額 2,302千円

【申請件数実績】

年度	件数
令和5年度	127件
令和6年度	81件
令和7年度	83件

7 食育推進事業

食に関する市民の価値観やライフスタイル等の多様化などにより、食を取り巻く環境は大きく変化し、栄養のアンバランス、朝食の欠食等の食習慣の乱れが要因の一つとなる生活習慣病の増加や若い女性のやせ、高齢者の低栄養等様々な問題が生じています。健康増進法や食育基本法等に基づき、「食」に関する正しい知識の普及に努め、市民の健康寿命の延伸を図っています。

(1) 栄養指導業務（子ども未来部主管事業）

ア のびっこ健診

開始年度 平成 15 年度

内 容 小児科医より指示のあった現在肥満である児とその保護者に対し、望ましい生活習慣を獲得することができるよう、個々の乳幼児の特性に応じた適切な指導を行うことを目的に栄養指導を実施しています。

【のびっこ健診実施状況】

区分	開催回数	参加人数
令和 5 年度	12	47
令和 6 年度	12	33
令和 7 年度	12	45

イ 個別栄養相談（母子保健法に基づく栄養相談）

内 容 乳児等の健康の保持および増進のため、個別に栄養相談を行っています。

【個別指導実施状況】

区分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
4 か月児健診	50	972	50	865	50	848
10 か月児健診	50	1,018	50	912	50	835
1 歳 6 か月児健診	51	1,071	50	1,009	49	882
3 歳児健診	49	1,173	50	1,089	49	992
電話相談	23	23	27	27	24	24
来所相談	34	34	29	29	36	36
メール相談	0	0	4	4	3	3
計	257	4,291	260	3,935	261	3,620

ウ 集団栄養相談（母子保健法に基づく栄養相談）

内 容 乳幼児等の健康の保持および増進のため、講話等を行っています。

【集団栄養指導実施状況（出前講座等）】

区分	開催回数	参加人数
令和 5 年度	4	54
令和 6 年度	5	47
令和 7 年度	4	47

(2) 栄養指導業務（健康増進課主管事業）

ア 個別栄養相談

内 容 電話や来所等で、個別に栄養相談を行っています。

【個別栄養指導実施状況】

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
電話相談	16	16	17	17	15	15
来所相談	4	4	4	4	2	2
メール相談	0	0	1	1	0	0
健康づくり相談	15	16	8	8	11	11
計	35	36	30	30	28	28

※健康づくり相談は管理栄養士が従事した数を掲載しています。

イ 集団栄養相談

内 容 成人を対象に食生活や栄養に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施しています。健康教育等で栄養バランスの良い食事等を中心に、講話を行っています。

【集団栄養指導実施状況】

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
出前講座	4	64	9	161	3	75

(3) 食育啓発事業

ア 離乳食教室

開始年度 平成17年度

内 容 離乳初期（生後5～6か月）のデモンストレーションおよび試食の提供をし、離乳食の進め方についての講話を実施しています。

（函館市食生活改善協議会にデモンストレーション補助と試食の準備、函館市子育てアドバイザーに子どもの見守りを依頼している）

令和8年度予算額 385千円

費用の負担 一部、北海道健康づくり財団の助成があります。

【離乳食教室実施状況】

区分	開催回数	参加数（人）
令和5年度	6	80
令和6年度	6	65
令和7年度	6	73

イ “ベジプラ！楽うまレシピ” 普及啓発事業

開始年度 令和3年度

内 容 “ベジプラ！楽うまレシピ”（野菜をメインに使った，簡単な調理で作ることができる料理のレシピ）を，様々な機会を利用して周知し，家庭での実践に繋げるとともに，学校や認定こども園等の給食での活用を通して，市民の野菜摂取拡大を図っています。

令和8年度予算額 582千円

費用の負担 一部，後期高齢者医療広域連合の補助および北海道健康づくり財団の助成があります。

【“ベジプラ！楽うまレシピ”普及啓発事業実施状況】

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市ホームページでのレシピ掲載数	65	84	86
レシピ配布数	1,587	3,389	8,024
試食体験イベント回数（参加人数）	4（462）	3（347）	3（315）

ウ 若い世代への食育実践事業（令和4年度は若い世代への食育実践教室）

開始年度 令和4年度

内 容 令和2年度に策定した「第3次函館市食育推進計画」の基本方針のひとつである「若い世代への食育推進」に向けて，料理教室等を開催しています。

令和8年度予算額 112千円

費用の負担 一部，北海道健康づくり財団の助成があります。

【若い世代への食育実践事業実施状況】

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
料理教室	1	37（16組）	1	16（8組）	1	20（10組）
講演会	1	84	—		—	
パネル展（※）	—	—	1	294	1	266

※ パネル展の参加人数は，はこだて健幸アプリ「Hakobit」ポイント付与人数を記載。

(4) 特定給食施設等

開始年度 昭和 34 年度（特定給食施設としては平成 14 年度から）

内 容 健康増進法等に基づき、特定給食施設およびその他の給食施設に対して、給食実施状況報告を求め巡回指導等を行っています。

令和 8 年度予算額 4 千円

【給食施設数および指導数】

(令和 7 年度) (件)

区分	特定給食施設						その他の給食施設		計	
	A	指導件数	B	指導件数	C	指導件数	D	指導件数	施設数計	指導件数計
施設の種類										
学校	0	0	21	1	4	0	2	0	27	1
病院	9	0	0	0	9	0	7	0	25	0
介護老人保健施設	0	0	0	0	8	0	0	0	8	0
介護医療院	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
老人福祉施設	0	0	0	0	13	11	10	0	23	11
児童福祉施設	0	0	0	0	8	0	37	0	45	0
社会福祉施設	0	0	0	0	5	0	6	0	11	0
事業所	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
寄宿舍	0	0	1	1	1	1	3	0	5	2
矯正施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
自衛隊	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
一般給食センター	1	0	0	0	4	0	1	0	6	0
その他	0	0	0	0	6	0	6	0	12	0
計	11	0	22	2	61	12	74	0	168	14

(注)

特定給食施設（指定施設）A 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって継続的に 1 回 3 0 0 食以上または 1 日 7 5 0 食以上の食事を供給するもの／それ以外で、継続的に 1 回 5 0 0 食以上または 1 日 1 5 0 0 食以上の食事を供給するもの

特定給食施設 B 継続的に 1 回 3 0 0 食以上又は 1 日 7 5 0 食以上の食事を供給するもの

特定給食施設 C 継続的に 1 回 1 0 0 食以上又は 1 日 2 5 0 食以上の食事を供給するもの

その他の給食施設 D 継続的に 1 回 5 0 食以上または 1 日 1 0 0 食以上の食事を供給するもの

(5) 人材育成

ア 学生実習

内 容 管理栄養士養成校の学生に対し、研修および実習指導を行っています。

【学生実習受け入れ実績】

(人)

学校名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
藤女子大学人間生活学部食物栄養学科	3	2	0
青森県立保健大学健康科学部栄養学科	0	4	1
神戸女子大学家政学部	0	0	1

イ ヘルスメイト育成

開始年度 昭和61年度(養成講座)、昭和46年度(研修会)

内 容 子どもから高齢者までの食育の推進や健康増進に寄与するため、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行う「ヘルスメイト（食生活改善推進員）」の養成とともに、ヘルスメイト（食生活改善推進員）に必要な知識や技術の向上を図るための研修の実施など、ヘルスメイト（食生活改善推進員）活動を支援しています。

(養成事業)

内 容 市民を対象に、ヘルスメイト（食生活改善推進員）として、地域における食生活を中心とした健康上の問題点やニーズに対応した地区組織活動を展開するために必要な栄養・食生活や健康づくり等についての講話や実習を行っています。

(研修事業)

内 容 ヘルスメイト（食生活改善推進員）の活動に伴い、更なるスキルアップを図るため、食育や健康増進に関する講話等実施しています。

(活動支援事業)

内 容 函館市食生活改善協議会理事会への参加等を行っています。

令和8年度予算額 68千円

費用の負担 後期高齢者医療広域連合受託事業収入、北海道健康づくり財団の助成があります。

【ヘルスメイト養成講座及び研修会実施状況】

	養成講座			研修会		会員数
	回数	延べ人数	修了者数	回数	延べ人数	
令和5年度	7	44	5	3	47	68
令和6年度	7	24	3	2	39	70
令和7年度	7	61	9	4	69	65

(6) 国民健康・栄養調査

内 容 健康増進法に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施します。毎年、国が国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出した 300 単位区（大規模年は国勢調査の一般調査区から無作為抽出した 475 地区内）の中で、該当地区がある自治体において、該当世帯および世帯員に対して身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査を実施しています。

令和 8 年度予算額 1,534 千円

費用の負担 対象経費の 10 分の 10 の国庫補助があります。

【国民健康・栄養調査実施状況】

年度	対象地区
令和 5 年度	該当なし
令和 6 年度	杉並町 7 番, 10 番
令和 7 年度	昭和町 22 番の一部

※ 令和 6 年度は大規模調査年です。

(7) はこだて健幸応援店“スマートバランスレストラン”事業

開始年度 令和 3 年度

（令和 2 年度から開始したヘルスサポートレストラン推進事業を内容変更して実施しました。）

内 容 第 3 次函館市食育推進計画に基づいた幅広い年代に対しての食育推進を官民双方からアプローチするため、飲食店等で栄養バランス等に配慮した食事提供の場を増やし、市民の健康的な選択や家庭での実践につながる仕組みを作ること、健康寿命の延伸に寄与することを目的としています。

令和 8 年度予算額 120 千円

【はこスマセット提供店舗】令和 8 年 3 月末現在（件）

年度	提供店舗
令和 7 年度	32

※ はこスマセット（はこだてスマートバランスセット）：主食・主菜・副菜が揃っていて、減塩等（塩分を減らす、野菜や果物を増やす）の健康に配慮したメニュー

【「はこだて健幸応援店“スマートバランスレストラン”」登録状況】 令和8年3月末現在(件)

区分	一つ星	二つ星	三つ星	計
学校内食堂	4	0	0	4
病院内レストラン	1	1	0	2
事業所内食堂	2	0	0	2
コンビニエンスストア	57	0	0	57
飲食店	11	0	32	43
計	75	1	32	108
一つ星	登録要件を満たす 登録要件：店内禁煙，函館市からの健康情報の発信			
二つ星	ヘルスオーダー支援（エネルギー控えめオーダー，塩分控えめオーダー，脂質控えめオーダーの中から2つ以上実施）			
三つ星	ヘルスサポートメニュー提供（栄養バランスメニュー，塩分控えめメニュー，野菜たっぷりメニューの中から1つ以上実施）			

(8) 食品表示関係業務

内 容 食品表示法で規定する栄養成分表示や機能性表示食品，健康増進法で規定する特別用途食品や誇大表示の禁止に関する業務を行うことにより，市民の健康増進を総合的に図っています。

令和8年度予算額 302 千円

費用の負担 対象経費の10分の10の国庫補助があります。

【食品表示等相談件数実績】 (件)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
電話相談	24	17	20
来所相談	18	11	15
メール	1	2	4
計	43	30	39

8 歯科保健事業

歯・口腔の健康は、食べる、話す等の口腔機能を保つ上で重要であり、身体的健康のみではなく、精神的、社会的な健康にも大きく寄与します。

生涯を通して口腔の健康を維持することができるように、歯科保健についての正しい知識の普及と啓発に努めています。

(1) 歯科健康診査

令和8年度予算額 16,404 千円

ア 成人・妊産婦歯科健康診査

開始年度 平成18年度（現在の形態での開始年度）

内 容 妊産婦および20歳以上の成人に対し、歯周疾患の予防等を目的に、函館口腔保健センターにおいて、歯科健康診査を実施しています。

費用の負担 補助基準額の国庫補助があります。

【成人・妊産婦歯科健康診査受診状況】

区 分	実施回数	成人受診者数	妊産婦受診者数
令和5年度	60	151	80
令和6年度	100	180	77
令和7年度	100	278	69

イ 成人歯科健康診査（節目健診）

開始年度 平成27年度（40歳，50歳）

令和3年度（60歳，70歳拡大）

令和7年度（20歳，30歳拡大）

内 容 20歳，30歳，40歳，50歳，60歳および70歳の方を対象とした歯科医院における歯周疾患検診を実施しています。

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

【20歳，30歳，40歳，50歳，60歳および70歳歯周病検診受診状況】

区 分	実施医療機関	受 診 者 数
令和5年度	88	930
令和6年度	86	898
令和7年度	96	1,013

※令和7年度から20，30歳拡大

ウ 後期高齢者歯科健康診査

開始年度 令和7年度

内 容 咀嚼や嚥下機能の維持・向上を図るため、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に歯科医院において「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル（厚生労働省）」に沿った歯科健康診査を実施しています。

費用の負担 後期高齢者医療広域連合受託事業収入があります。

【後期高齢者歯科健康診査受診状況】

区 分	実施医療機関	受 診 者 数
令和7年度	64	428

エ 在宅要介護者等訪問歯科健康診査

開始年度 令和7年度

内 容 感染症の発症や嚥下障がいなどの予防のため、要介護状態にある高齢者を対象に訪問歯科健康診査を実施しています。

費用の負担 後期高齢者医療広域連合補助金があります。

【訪問歯科健康診査受診状況】

区 分	実施医療機関	受 診 者 数
令和7年度	25	34

(2) 口腔保健推進事業

令和8年度予算額 12,102千円

ア 口腔保健推進事業

開始年度 令和3年度

内 容 幼少期から高齢期までの幅広い世代に対して口腔保健を推進し、健康寿命の延伸を図るため、市内の介護施設、企業・団体などからの依頼により、歯科医師を派遣し、オーラルフレイル予防や口腔ケアの重要性等の講話、歯科相談等を実施しています。
また、令和7年度からはオーラルフレイルのハイリスク者を対象とし、口腔機能訓練等の個別指導も行っています。

費用の負担 補助基準額の国庫補助があります。

後期高齢者医療広域連合受託事業収入があります。

【口腔保健推進事業実績】

区 分		介護施設 等訪問	企業・団 体等訪問	歯とお口の 健康教室	歯の学校 業務	オーラルフ レイル予防	合計
令和 7年度	回 数	31	48	9	20	48	156
	参加延人数	563	1,359	32	536	241	2,731

イ 障がい児・者摂食嚥下リハビリ研修会

開始年度 令和7年度

内 容 摂食嚥下専門医による医療関係者や障がい児の保護者、施設職員等を対象とした診察を兼ねた研修会を開催しています。

費用の負担 補助基準額の国庫補助があります。

【摂食嚥下リハビリ研修会開催状況】

区分	医療関係者対象		施設職員等対象	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
令和7年度	4	43	1	55

9 健康づくり事業

(1) 広報・啓発活動

開始年度 平成22年度（カレンダー）

内 容 市民に健診・検診をPRするため「けんしんのご案内」を作成し、全戸配布をしているほか、ラジオ、新聞等を通じ、健康づくりに関する啓発を随時行っています。

令和8年度予算額 431千円（けんしんのご案内関係・健康増進課負担分）

費用の負担 広告収入が一部あります。

10 口腔保健センター

函館歯科医師会の運営により、函館市が委託する歯科保健事業のほか、障がい者（児）等の歯科診療および休日における救急歯科診療を実施しています。

(1) 障がい者（児）歯科診療

令和8年度予算額 7,623千円（市が支出している補助金の額）

開始年度 平成15年度

内 容 心身に障がいがあり、一般の歯科診療所での受診が困難な方を対象に実施しています。（予約制）

日時：土曜日 9時～12時（口腔ケア）

14時～17時（歯科診療・口腔ケア）

【障がい者（児）歯科診療内訳（年代別、主たる障害別）】

区 分		年 代 別 受 診 者									主 た る 障 害						
		10歳 未満	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70歳 以上	計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
令和５年度	新規	6	3	2	2	4	2	1	0	20	1	1	7	8	0	0	3
	再来	48	147	162	161	106	25	10	22	681	34	25	213	297	64	0	48
	計	54	150	164	163	110	27	11	22	701	35	26	220	305	64	0	51
令和６年度	新規	9	4	2	1	2	1	2	0	21	1	0	5	8	1	0	6
	再来	39	109	168	147	96	32	11	8	610	33	13	202	258	57	0	47
	計	48	113	170	148	98	33	13	8	631	34	13	207	266	58	0	53
令和７年度	新規	9	5	3	2	0	3	1	2	25	2	1	2	7	5	0	8
	再来	38	111	187	166	84	59	20	9	674	41	26	206	287	64	0	50
	計	47	116	190	168	84	62	21	11	699	43	27	208	294	69	0	58

（注）主たる障害：①脳性麻痺②筋疾患③精神遅滞④自閉症⑤染色体異常⑥心疾患⑦その他

【障がい者（児）歯科診療内訳（重度・軽度別、受診理由別）】

区 分		重 度			軽 度			計	主 な 受 診 理 由				
		男	女	計	男	女	計		①	②	③	④	⑤
令和５年度	新規	10	7	17	2	1	3	20	20	0	0	0	0
	再来	317	257	574	54	53	107	681	257	8	9	406	1
	計	327	264	591	56	54	110	701	277	8	9	406	1
令和６年度	新規	7	4	11	7	3	10	21	18	0	1	1	1
	再来	297	227	524	43	43	86	610	181	0	0	420	9
	計	304	231	535	50	46	96	631	199	0	1	421	10
令和７年度	新規	8	7	15	7	3	10	25	25	0	0	0	0
	再来	283	260	543	64	67	131	674	233	2	0	428	11
	計	291	267	558	71	70	141	699	258	2	0	428	11

（注）主な受診理由：①歯が痛い、しみる、などむし歯の治療 ②歯肉の炎症

③義歯関係（入れ歯があわない・入れ歯をいれたいなど）

④歯科検診（口腔ケア・リコール） ⑤その他（トレーニング）

（２）休日救急歯科診療

令和８年度予算額 1,584 千円（市が支出している補助金の額）

開始年度 昭和 58 年度

内 容 日曜、祝日、年末年始の救急歯科診療を実施しています。

診療日時：日曜、祝日、年末年始の 9 時～14 時

【休日救急歯科診療利用状況】

区 分	診 療 日 数	受 診 者 数
令和 5 年度	71	819
令和 6 年度	72	963
令和 7 年度	72	1,075

11 石綿健康被害救済制度に関すること

石綿による健康被害を受けた方およびその遺族で、労災補償等の対象にならない方に対する救済を図ることを目的として創設された独立行政法人環境再生保全機構の委託業務です。

開始年度 平成 18 年度

内 容 石綿による健康被害に救済給付に関わる相談や、特別遺族弔慰金に係る制度の周知など救済事業の申請受付および相談等を行っています。

対 象 中皮腫，石綿による肺がん，著しい呼吸器障害を伴う石綿肺，著しい呼吸器障害を伴うびまん性胸膜肥厚

【相談および進達の受付状況】

区 分	相談（件）	申請（件）
令和 5 年度	2	1
令和 6 年度	5	3
令和 7 年度	9	4